



救急出動件数 167件
火災出動件数 4件
(8月末日現在)

福祉保健課

☎ 47-5555

総合福祉センター
窓口 7番

集団子宮がん・乳がん検診を実施

- と き 11月20日(木)
- 受付時間 ① 9時～10時30分
② 12時45分～13時30分
- ※受け付け時の混雑を防ぐため、時間差で呼び出しを行います。日程が合わない場合は、指定医療機関での個別検診をご利用ください。
- ところ 総合福祉センター多目的研修室
- 対象
 - ・子宮がん 今年度に20歳以上の女性
 - ・乳がん 今年度に40歳以上の女性(ただし、昨年乳がん検診を受診された方は、対象

農林商工課

☎ 47-2116

役場 2階
窓口 13番

殺そ剤の空中散布を実施

森林に食害を及ぼす野ネズミの駆除を目的として、ヘリコプターによる殺そ剤の空中散布を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 散布実施日時 11月上旬
- 散布区域 訓子府町有林および民有林一円
- 殺そ剤の種類 「リン化亜鉛10」で、農薬取締法による登録を受けている農薬
- 散布面積および散布量
 - 面積 668.67 ha
 - 散布量 1 ha当たり(周辺を含む) 0.8 kg。全体で 539 kg
- 事業実施者 訓子府町、新生紀森林組合
- 問合せ 農林商工課商工林務係
新生紀森林組合 (☎ 52-3536)

林地開発許可制度

森林の開発行為については、森林法により事前の届け出が必要となっています。1 haを超え

くらしの

- 外となりますのでご遠慮ください)
- ※乳がん検診は、定員90人(午前50人、午後40人)に達した時点で申し込みを締め切ります。
- 料 金
 - ・子宮頸がん検診 1,200円
 - ・超音波検査(卵巣) 500円
 - ・HPV検査 1,000円
 - ※子宮頸がんを誘発する可能性のあるHPV(ヒトパピローマウイルス)の感染の有無を検査
 - ・乳がん検診(マンモグラフィ)
 - 40～49歳 1,300円
 - 50歳以上 1,100円
 - 申込み・問合せ
11月13日(木)までに福祉保健課健康増進係へ

る場合は、知事の許可が必要となります。(1 ha未満は、町への届け出が必要です)
これは、森林が土砂崩れや洪水などの災害防止機能や水資源確保への機能など環境の保全機能を持っており、この機能を阻害しないよう適切な開発行為を行うことにより森林の保全を図るためです。

開発行為に当たる行為として「土石または樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」が挙げられます。

- ①開発面積が1 haを超えるもの
 - ②道路だけをつくる場合には、幅員が3 mを超え、かつ、のり面などを含めた開発面積が1 haを超えるものについては、北海道への届け出が必要です。1 ha未満でも、対象森林を開発する場合は町への届け出が必要になります。
 - ※開発が複数年にまたがって実施され、最終的に開発の面積が1 haを超える場合には、北海道への届け出が必要となります。
- 開発する前に、まず対象となるかどうかご相談ください。

- 問合せ 農林商工課商工林務係
オホーツク総合振興局林務課森林保全係
(☎ 0152-41-0651)

伝言板



町民課

☎ 47-2203

役場 1階
窓口 1番

税の関係 ☎ 47-2193

国税の第5期の納期限は10月31日

国税第5期分の納期限は、10月31日(木)です。納期限内に忘れずに納めましょう。
なお、納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は至急納入してください。

10月是不正軽油防止強化月間

不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜたり、軽油以外の石油製品から軽油を密造したものなどをいい、これらを製造・販売・使用することは、脱税行為であるのみならず、大気汚染や硫酸ピッチの不法投棄にもつながるなど、私たちの健康に重大な影響を与える悪質な犯罪です。

道では、不正軽油撲滅に向けて関係機関と連携し、取り締まりをさらに強化します。

「不正軽油」について情報がありましたら、次までご連絡ください。

上下水道課

☎ 47-2118

役場 1階
窓口 5番

水道の使用開始と中止の届け出を

営農用などの目的で散水栓を設置されている方に、使用期間の実態に合わせた水道料金を負担していただいています。

人の動き → 4,916人(-5)

男 2,347人(-6) / 女 2,569人(+1)
世帯数 2,110世帯(+4)

8月末日現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

- ・不正軽油ストップ 110番
(フリーアクセス ☎ 0800-8002-110)
- ・オホーツク総合振興局北見道税事務所
(北見市青葉町6番6号 ☎ 25-8684)

10月は給与差押強化月間

オホーツク総合振興局では、納税催告に応じない滞納者に対して、預貯金・給与などの各種債権や動産などの差し押さえを行っています。

この取り組みを一層強化するため、10月上旬に滞納者に対し「給与差押予告書」を交付します。

この差押予告書に同封の納付書での納税や納税相談などの連絡がない場合には、勤務先から支給される給与などの差し押さえを実施します。
まだ、納税がお済みでない方は、大至急納税をしてください。納税についてのご相談は、北見道税事務所納税課へお願いします。

○問合せ オホーツク総合振興局北見道税事務所納税課(北見市青葉町6番6号 ☎ 25-8686)

※ホームページもご覧ください。

使用開始および使用中止に当たっては、あらかじめ町に届け出が必要のため、直接役場上下水道課で手続きを行うか、電話での手続きも受け付けていますので、必ず使用開始・中止時の届け出を行ってください。

転出・転居および使用者変更の場合も忘れずに届け出を行ってください。

○問合せ 上下水道課業務係

温泉保養センター休館のお知らせ

日ごろより、温泉保養センターをご利用いただきありがとうございます。
9月30日(月)～10月4日(金)の5日間、設備点検などを実施するため、休館とさせていただきます。

しばらくの間、利用者の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解願います。



■問合せ 農林商工課商工林務係 (☎ 47-2116 役場 2階 窓口 13番)